



裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 21 年 (行ツ) 第 1 2 1 号 平成 21 年 (行ヒ) 第 1 4 4 号
決 定 日	平 成 2 1 年 9 月 2 9 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	藤 田 宙 靖 堀 籠 幸 男 那 須 弘 平 田 原 睦 夫 近 藤 崇 晴
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 宮 部 慎 太 郎 被 上 告 人 兼 相 手 方 鳥 取 県 同 代 表 者 知 事 平 井 伸 治
原 判 決 の 表 示	広島高等裁判所松江支部平成 20 年 (行コ) 第 4 号 (平成 21 年 2 月 13 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</p> <p>第 2 理由</p> <p>1 上告について</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>2 上告受理申立てについて</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年 9 月 29 日</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所第三小法廷</p> <p style="text-align: center;">裁判所書記官 大 杉 五 志 (印)</p>	



これは正本である。

平成 21 年 9 月 29 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 大杉五志

